

新宿区教育委員会会議録

平成29年第1回臨時会

平成29年1月25日

新宿区教育委員会

平成29年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年1月25日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時44分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教育長職務代理者 菊池俊之 委員 羽原清雅  
委員 菊田史子 委員 古笛恵子

欠席者

教育長 酒井敏男 委員 今野雅裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長 山田秀之 中央図書館長 藤牧功太郎  
教育調整課長 木城正雄 教育指導課長 横溝宇人  
教育支援課長 高橋昌弘 学校運営課長 山本誠一  
統括指導主事 小林力

書記

教育調整課 高橋和孝 教育調整課 薬袋和明

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 3 号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(案)に関する意見について
- 日程第 2 第 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部改正について
- 日程第 3 第 5 号議案 平成 2 8 年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断  
について

---

◎ 開 会

○菊池教育長職務代理者 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会します。

初めに、酒井教育長におかれましては、病気のため、本日の会議を欠席しております。したがって、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、職務代理者である私が議事進行いたします。よろしくお願いいたします。

本日の会議には、酒井教育長及び今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田委員にお願いします。

○菊田委員 承知しました。

---

◎ 第3号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
に関する意見について

◎ 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第5号議案 平成28年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○菊池教育長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第3号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第5号議案 平成28年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」を議題とします。

それでは、第3号議案から第5号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第1回教育委員会臨時会議案概要をごらんください。

「第3号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、また、「第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」の両議案とも、育児休業・介護休暇に関する制度変更に伴い、所要の改正を行うものですので、2つの議案に関連する制度変更について、初めに御説明したいと思います。

今回、議案を提案している第3号議案及び第4号議案につきましては国の法改正に即したもので、具体的には地方公務員の育児休業等に関する法律及び介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が改正されたものでございます。

主な改正内容といたしましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、拡大等でございます。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加え、対象を拡大するものとなっております。

また、もう一つの法改正では、介護休業につきまして、分割して取得ができることや連続する3カ年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務をしないことができる制度として介護時間が設けられました。また、介護休業の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和していくといったものが主なもので、それに即した内容について今回の条例改正を行うといったものでございます。

それでは、第3号議案の改正の概要についてでございます。まず、1としては、非常勤職員の育児休業に関する要件を緩和するものでございます。

また、2として、一般の里親として職員が養育している児童についても、育児休業等の対象とするというものでございます。

また、3としては、育児休業等の対象の拡大について、それぞれ再取得また再承認、そういった条件についても、対象の拡大に合わせた整理を行うものでございます。

それから、4点目は、部分休業制度がございますが、それと介護時間との整理を行なうものの。

また、5点目として、その他文言整理等の規定の整備といったものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

経過措置としては、児童福祉法の改正に伴いまして、必要な読み替えを行う経過措置を置くといったものでございます。

第3号議案の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後の案となっております。第2条、育児休業することができない職員の第2号のアになりますが、こちらは要件緩和の規定というところで、「1歳に到達する」といったところが「1歳6カ月に」とするものでございます。

それから、下のイの部分は規定整備となっております。

次に、第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者は新設でございまして、こちらに一般の里親の規定を追加したものとなっております。

次に、第3条、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情といったもの、これは育児休業等を再取得する場合の関係の規定となっております。こちらの第3条第2号のところは新設でございまして、先ほど申し上げた要件の拡大に際して、再取得する場合もその拡大に合わせた形で反映させるという、新設の規定となっております。

次のページにまいりまして、第7条でございまして育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情といったところで、こちらも育児短時間勤務にかかわる再取得をした場合の規定となっております。第2号、こちらは新設の規定ですが、こちらも同様に再取得する場合に、この育児短時間勤務について、適用を拡大したものとして規定を追加するものでございます。

続いて、第14条については、部分休業の承認になりまして、第2項になります。こちらは介護時間の制度が導入されましたので、それと部分休業等を整理したものでございます。その他、文言整理など規定整備となっております。最後に、附則でございまして。

それでは、第3号議案の提案理由でございまして。

新宿区職員の育児休業等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に、第4号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

先ほどの第3号議案と同様の制度変更に伴うものでございまして、改正内容の1としては、深夜の勤務、また超過勤務の制限について、通常の子と同様に扱うといったところで、特別養子縁組に必要な看護を行っている児童、また、養子縁組の里親として養育に当たっている児童、また、第1号と第2号に準ずる者ということで、規則で定めるものといったものが追加になってございます。

また、第2項としては、要介護者の介護を行う職員も超過勤務の免除の対象とするという規定でございまして。

それから、第3項は、介護時間制度を導入するというものでございまして。

また、その他として文言整理等の規定整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございまして。経過措置でございまして、第3号議案と同様の内容で経過措置を置くものでございまして。

それでは、第4号議案新旧対照表をごらんください。

第11条については、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限ということで、こちらに特別養子縁組、また養子縁組の里親である職員に委託された児童等に準ずる者という規定を追加してございます。

また、第2項につきましては、要介護者を介護する職員について準用することという内容で、介護を行う職員にも準用するというものです。深夜勤務を制限する規定が第2項の下線部に追加になっているというものでございます。

次に、第11条の2でございます。3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限ということで、新設となりますが、超過勤務の制限に介護の部分が記載されてございます。

続いて、介護時間の制度が、第18条の2に新設されたものでございます。その他、条項のずれなど文言整理、規定整備というところでございます。最後に附則でございます。

第4号議案の提案理由でございます。

育児休業・介護休暇に関する制度変更に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第5号議案、平成28年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断についてでございます。

まず、評価の流れを簡単に御説明いたします。

区が実施する行政評価につきましては、行政内部が実施する内部評価と、外部評価委員会が実施する外部評価がございまして、内部評価については、各部の職員、管理職で構成される経営会議を内部評価委員会といたしまして、施策と事業の自己評価を行い、区長はその結果を公表するものとしてございます。

それから、外部評価については、外部評価委員会がその内部評価結果を踏まえ、区民の視点から評価し、区長に報告いたします。区長は、内部評価、外部評価それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会との意見調整後、総合判断を行い、公表するものとなっております。そのため、これまで適宜、委員協議会等で皆様にこの総合判断について御議論いただいておりますが、最終的にここで教育委員会としての判断をするというものでございます。

それでは、議案の対象事業の一覧をごらんください。こちらの表につきましては、計画事業（まちづくり編）が11事業ございます。事業名は記載のとおりで、所管課についても記載

のとおりでございます。それぞれ外部評価の有無ということで、丸がついている場合に外部評価が行われたというものでございます。

また、区政運営編の2事業については、外部評価はなく、内部評価のみとなっております。

次のページが目次となっております。その裏面に、総合判断ということで記載がございます。今回は、全ての事業にわたって、教育委員会の内部評価に対しまして、外部評価委員会からは「適当である」との評価を得てございます。そうしたことから、ここでは、昨年度に「適当である」という評価ではなかった2事業について、説明させていただきます。

まず、1点目。1ページの計画事業14、学校の教育力の向上です。評価については、内部評価と外部評価がございまして、視点のそれぞれに「適当である」と評価をいただいているところでございます。その中で、外部評価委員会の意見がございまして、それに対する教育委員会の対応がございまして、御紹介させていただきます。

まず、1ページの枠組みの適切な目標設定というところでは、区民に分かりやすい具体的な目標の設定を期待するといった御意見がございました。それについては、学校の教育力の向上が分かりやすく把握できるよう、学校評価の項目である「児童・生徒・保護者をアンケートにおける学校の授業満足度」や、「特色ある教育活動への評価」を成果指標としていますという内容の対応としてございます。

また、目的の達成度といったところで、教育活動の実践を評価する第三者評価が目標水準に達しなかったことを重く受けとめて対応してほしいといったところでは、今後は、評価を受ける活動の目的、内容を地域に開いていくことで改善を図ってまいりますとしてございます。

また、事業の方向性といったところでは、学校の教育力がどのように向上し、児童・生徒に具体的にどのような効果があったのか、内部評価で明らかにしてほしいといったところでは、第三次実行計画から成果指標としている学校評価に係る項目の成果について、内部評価でも示していきます。

また、各校の特色をより明確にし、児童・生徒、保護者に分かりやすく発信してほしいということでは、今後は児童・生徒の状況や、人材・文化財・環境等、学校の教育的資源に合わせて事業を計画するとともに、地域協働学校運営協議会との協働の下、保護者や地域への周知を進め、理解や協力を得ながら推進してまいりますとしてございます。

最後に、教育委員会の総合判断でございます。学習指導支援員の配置や学校支援アドバイザーの派遣、教育課題研究校での研究・発表と共有化等による学校支援体制の充実を引き続

き行います。児童・生徒、教職員、保護者等のさまざまな視点から学校評価を行うことができるよう、評価の実施方法について改善し、評価結果を次年度の教育課程に生かすとともに、その実践を学校評価で再度見直すマネジメントサイクルを一層定着させていきます。

特色ある教育活動の推進では、各学校の現状及び教育的資源を踏まえ、より保護者や地域の理解と協力を得ながら進めていきます。また、学校の予算配分についても、各校の企画内容に応じた傾斜配当とすることで、教育活動の重点化や活性化を図っていきますとしてございます。

次に、7ページをごらんいただけますでしょうか。こちらも昨年指摘されたものでございまして、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進でございます。こちらの外部評価についても、全て「適当である」と評価されてございます。

外部評価委員会からの意見でございますが、適切な目標設定といったところで、地域協働学校の仕組みづくりとそれによる具体的な成果の達成は両方大事であり、地域との連携を一体的に推進してほしいといったところで、教育委員会の対応としては、学校がより地域協働学校運営協議会に情報提供を行い、学校への理解を深めながら学校運営に参加していただくことで、学校と地域との連携をさらに推進してまいりますとしてございます。

また、協働の視点でございます。日中働く保護者が参加しやすいような機会の確保などに配慮しつつ、それぞれにとって過重負担とならないよう活動が推進されることを望むといったところで、学校運営協議会の会議や事業についても、学校の状況や地域の実情に応じて、なるべく夜間や土日等、働く保護者が参加しやすい時間に設定していますというものでございます。

8ページにまいりまして、教育委員会の総合判断でございます。今後も、各校の状況や地域の実情に十分配慮しながら、学校と地域協働学校運営協議会との連携がさらに進むよう支援してまいります。また、研修会の開催やリーフレットの配布、区報への掲載等により、地域協働学校の仕組みや具体的な取り組みの成果等について、一層の周知を図ってまいります。これにより、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、子どもたちを豊に育む仕組みづくりを推進してまいりますとしてございます。

それでは、第5号議案の提案理由でございます。

平成28年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた、教育委員会の総合判断を行うためでございます。

説明については以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○菊池教育長職務代理人 説明が終わりました。

第3号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

国の法改正があり、去年の12月から地方公務員にも適用されるということでの改定だと思いますので、議論の余地は余りないのかなど。新宿区職員の育児休業・介護休暇の緩和措置だと思いますけれども、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池教育長職務代理人 ないようです。

それでは、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池教育長職務代理人 ありがとうございます。第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

○古笛委員 法律改正に基づいて条例改正するというものですが、その方向性が育児休暇、介護休暇をとりやすい方向だということで、異議はございません。

しかしながら、新宿区は違うとは思いますが、現実問題として、法律あるいは条例の規定は職員に優しくなっていますが、なかなか運用というか、現場ではこうした休暇が取得しづらいという声がないわけでもないようです。今後、この法律や条例の趣旨にのった運用ということに努めていただきたいと思います。

○菊池教育長職務代理人 ありがとうございます。ぜひ御意見を反映していただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池教育長職務代理人 ないようですね。

それでは、ほかに御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池教育長職務代理人 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○羽原委員 少し細かい部分になりますが。

総合判断1ページ目で、一番下のところに人材・文化財・環境等という、文化財という意味合いが少し異質のものが書かれているような気がします。それが一つ目。

ほかにも、2、3ありますので合わせてお聞きします。

事業の方向性の外部評価委員会の意見の中に、児童・生徒に具体的にどのような効果があったのかを内部評価で明らかにしてほしいとあります。これは意見の趣旨としては分かりませんが、子ども一人一人の状況になるので、相当難しいなという僕の印象です。教育指導課長から説明できる部分があれば伺いたいと思います。

それから、もう一つは目的（目標水準）の達成度について、教育委員会の対応の目的、内容を地域に開いていくという表現です。「開く」という文言を「明示していく」や、「分かりやすく説明していく」とするなど、「開く」という表現がどうかと思います。

もう一つは、図書館のところ以外は教育委員会事務局の対応、図書館については教育委員会の対応という形で、事務局と委員会とを分ける事情というか理由があったら教えてもらいたいです。

以上です。

○教育指導課長 まず、1点目の特色ある教育活動について、人材や文化財・環境等学校の教育的資源の文化財の部分です。

子どもたちが生活している範囲には、神社があったり、石碑があったり、あるいは戦争の記念碑があったりというようなことがあります。そういう子どもたちの生活圏内にある文化財などを活用しながら教育活動に生かしていく。また、染め物をやっている地域では、染め物の授業を行ったりということを学校の教育的資源として活用するという伝統文化の学習としての意味合いで表現しています。

2つ目に、その事業の方向性の中で、児童・生徒に具体的にどのような効果があったか、内部評価で明らかにしてほしいという御意見に対して、内部評価として学校で行っているものの一つに、児童・生徒の授業への満足度のアンケート、保護者に対して、子どもたちは学校の授業を分かりやすいと思っているかどうかなどのアンケート調査を行っております。これらの結果を踏まえながら、学校では学校評価を行い、次年度の計画を立てているところであります。そのようなさまざまな調査結果を踏まえて、学校の内部評価として活用しているところであります。

3点目に「開く」という部分については、表現の仕方がなかなか伝わりにくいところがありますので、今後表現するときに、「明示する」や「明確にする」といった表現に改めるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○**教育調整課長** 図書館におきましては教育委員会という表記ということでございまして、これは従前、図書館が事務局ではなくて、教育委員会全体としての教育委員会と位置づけられてございまして、私ども教育調整課ですとか、各課においては、教育委員会の事務局としての位置づけになってございまして、このような表記というところで従前行っているところがございます。

○**羽原委員** 文化財については、地域的文化とか何か「財」というのがひっかかります。どういう表現でも趣旨が通ればいいと言えそうですが、厳密的に言えば、僕は地域的な文化みたいなものかなと思いました。あとは、大体想定の範囲内にありますから、特に申し上げません。

○**菊池教育長職務代理者** ほかに御討議お願いします。

よろしいでしょうか。せっかくなので、私からも質問させていただきます。

外部評価が全部「適当である」ということでありましたが、拝見したところ、内部評価で目的（目標水準）の達成度が低いと書いてあるのが3つありました。1つは2ページの特別な支援を必要とする児童・生徒への支援のところ。それから、9ページの図書館サービスの充実と10ページの子ども読書活動の推進です。外部評価はいい評価が書いてありましたが、内部評価で低いと書いてありましたので、御説明いただければと思います。

○**教育支援課長** では、ただいまの御質問のうち、資料2ページ、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の目標の達成度がこの内部評価を低いとしている理由について、御説明をさせていただきます。

この事業でございますが、事業の内容としましては、非常に多岐にわたっておりまして、学校に対する特別支援の巡回相談、まなびの教室、巡回型の特別支援学級の設置、日本語サポート、不登校対策等をこの事業の中で行っており、さまざまな支援を行っております。

このうちで、日本語サポートにつきまして、達成度といたしまして、日本語を母語としない子どもの日本語の習得度としまして、日本語サポート指導終了後の日本語検定7級で70%以上の得点で合格をすると、この割合を目標としておりました。しかしながら、なかなかこの日本語サポート指導終了時で、70%以上の得点を獲得するということが難しいということ

で、この点については、残念ながら目標を達成することができませんでした。実際の数字としましては66.4%ということで、この部分を重く見まして、今回の評価といたしましては、達成度が低いと、そのような内部評価とさせていただいているところでございます。

○中央図書館長 図書館に関して、まず図書サービスの充実については、この計画では、目標水準をレファレンス件数というものを設定しまして、目標値が1日当たり90件というレベルを設定していました。ところが、実際は60件程度にとどまっているということから、達成水準が低いと評価をさせていただいたところでは。

それから、もう一つの子ども読書活動の推進でございますが、こちらは指標としては4つございまして、1つは子どもの図書館の利用人数、それから団体貸し出しの冊数、それから不読者率ということでございます。それからあと、もう一つが貸し出し冊数とありますが、不読者率やその他は目標を上回っていますが、来館人数が残念ながら目標に達してなかったといったところを勘案して「低い」という内部評価をさせていただいたところでございます。

○菊池教育長職務代理者 なかなか自分に厳しい評価でいいと思いますけれども。その分をよく認識されて改善していただければと思います。

○羽原委員 僕は小学校3年生が4年、5年になったときにどれだけ読解力が増し、それから本が好きになったということが、読書に対する評価の原点だと思います。このパーセンテージで推しはかりたいということは、説明するためには必要な材料とは思いますが。しかし、余り数字を追いかけて業務を進めることについては、それを最終目的みたいに思って数値を上げればよいというような、そういう教育行政であってはいけないと思います。数値を軽く見ろという意味ではなくて、余りそれが重要な指標目的と考えないで、内容次第、中身次第。

先ほどの教育支援課長のところも、これも数値ではなく、一人ひとり個人差が非常にあるわけですね。個人差に対して、一律の指標で物を見るというのは、なかなか容易なことではないです。僕が言うまでもなくお分かりになっていることではありますが、数値を示すために何かという考え方はとらないほうがいいと思います。外部評価を軽く見ろとかないがしろにしろと、そういう意味ではありませんよ。ただ、余りこだわり過ぎると、学校でいけば、点数主義に走って人格形成上の問題を二の次、三の次にするようなことになりかねないのでぜひ数字にとらわれない業務内容にしていただきたい。一言申します。

○菊池教育長職務代理者 ありがとうございます。なかなか難しいですね。外部評価では数値で示すとか、そういうご指摘もあると思いますが、本質は羽原委員がおっしゃるようなことだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。

○古笛委員 私も同じようなところですが。この「低い」が3カ所あるというところで、目標を高く掲げられているから、外部評価が「適当である」とされている中、内部評価ではそういう判断をされたと思っています。

でも、先ほど、菊池委員からもお話があったとおり、今、学校現場だけではなくて、企業にしろ、病院にしろ、どこも外部の評価という開かれた場でいろいろな形の審査や評価を受けると、どうしても数値的なものや目に見える形が求められます。ある程度は数値で示すということも意義があって大切だとは思いますが。

では、目標達成度を高くしたいがために、目標を下げる、ハードルを低くするというのもまたナンセンスなことです。自分たちに対して厳しく、今後も目標に向かってということでも、本質的なところは何なのかと。それこそ図書館であれば、本が好きな子どもが一人でも生まれれば本当にいいことだと思うので、目標を低くすることで現場の皆さんの士気の妨げになるようなことのないように、ぜひ今後も厳しい目標で判断していただけたらと思います。

○菊池教育長職務代理者 ありがとうございます。私もそうだと思います。

ほかにかがでしょうか。

○菊田委員 私は、2ページ目の特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の話で、外部評価の意見の中で、保護者に対しての支援が必要である。その特別な支援を必要とする子どもへの支援だけではなくて親への支援が必要であるということが書いてございます。これは私は大変重要だと思っております。今、教育委員会では、子どもの自己肯定感を上げようということでもいろいろな議論をさせていただいていますが、特別な支援を必要とする子どもたちには、例えば発達障害とか障害のあるお子さん、あるいは不登校のお子さん、あるいは日本語を母語としないお子さんたちも、自己肯定感が低くなる傾向が非常に高いと思っています。そのときに親御さんがそもそも自信をなくされているということも非常によく耳にすることがあります。そのお子さんの自己肯定感を高めてあげるには、やはり第一義的には家庭でしっかりその子をサポートしてあげられる体制をつくっていくということが非常に重要だと思っていますので、そのためには学校が保護者を支援していくということは、とても必要なことではないかなと思っています。

そういう意味でも、今、就学支援シートですとか、学校生活支援シートなどの活用ということが書いてございますけれども、ただシートをつくるというのではなく、顔が見える支援

ということで、あらゆる手だてを講じながら、保護者のバックアップをしていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

○菊池教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育支援課長いかがでしょうか。

○教育支援課長 今委員御指摘のとおり、保護者に対する支援というのが、今後特別支援教育を推進していく上でますます重要になってくると思っております。

教育委員会の対応として記載した内容について委員からも御紹介をいただきましたが、確かにおっしゃっていただいたとおり、こういったツールをまず用意することも大事ですが、こういったものを活用して保護者と顔の見える関係をつくって、孤立感を持たない、また、必要なときにSOSを出せるような、そういった体制をつくれるように、これからも留意しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

○菊田委員 ありがとうございます。親御さんたちの中には、なかなか学校へ足を運ばない、そもそもSOSを言っていないのかどうかわからないという声もよく聞きます。こういったシートなどを活用しながら積極的にぜひアプローチをしていただいて、バックアップしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○菊池教育長職務代理者 よろしく願いします。

ほかに御意見ございますか。

[発言する者なし]

○菊池教育長職務代理者 ないようです。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池教育長職務代理者 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○菊池教育長職務代理者 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告がございますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

---

◎ 閉 会

○菊池教育長職務代理者 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 3時44分閉会